

東京都指定給水装置工事事業者 各種届出等のご案内



指定事項の変更／主任技術者の選任・解任

- 名称や所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から**30日以内**に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（水道法施行規則様式第10）を提出してください。
- 給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任した場合は、**遅滞なく**「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（水道法施行規則様式第3）を提出してください。
- 給水装置工事主任技術者を欠いた状態は「指定の取消し」要件に該当します。給水装置工事主任技術者が欠けた日から**2週間以内**に新たに給水装置工事主任技術者を選任してください。

添付が必要な書類 | 表中○印の書類を添付してください

		定款の写し ※1	誓約書 ※2	賃貸借契約書 または 公共料金等支払証の写し	
指定事項の変更	(申請者の)氏名 または 名称	法人	○		
		個人	添付書類は不要です		
	(申請者の) 住所	法人	○		
		個人	添付書類は不要です		
	代表者	法人	○	○	
	役員	法人		○	
(事業所の)名称 または 所在地	法人			○ ※3	
	個人			○ ※4	
主任技術者の選任・解任		免状又は主任技術者証の写し（選任の場合のみ）			

※1 定款は直近のもの ※2 役員の場合は誓約書は不要

※3 登記事項証明書に記載のある場合は不要 ※4 住民票の住所と同一の場合は不要

- ◆ 法人・個人を問わず**事業者の承継**（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）はできません。「廃止」→「新規」の手続きをとってください。
- ◆ 「有限会社」から「株式会社」への組織変更の場合は同一法人とみなすため、名称変更の手続きをとってください。

事業の廃止、休止又は再開の届出

- 事業を廃止、休止又は再開したときは、「給水装置工事事業者廃止（休止・再開）届出書」（水道法施行規則様式第11）を提出してください。廃止の場合は、「都指定給水装置工事事業者証」を返納してください。
 - 廃止、休止 …… 廃止又は休止の日から**30日以内**
 - 再開 …… 再開の日から**10日以内**

事業者証の再交付

- 「都指定給水装置工事事業者証」の再交付を受けたいときは「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」を提出してください。手数料の支払いは納入通知書払いのみ、事業者証の再交付には2か月程度かかります。

提出先等

申請・届出	手数料	提出先
指定事項の変更	—	給水部給水課 (郵送・窓口)
主任技術者の選任・解任	—	多摩水働改革推進本部調整部技術指導課 (窓口)
廃止・休止・再開	—	給水管工事事務所 (窓口)
		サービスステーション (窓口)
指定事業者証の再交付	2,100 円	給水部給水課 (郵送・窓口)

23区部 水道局給水管工事事務所

千代田区	千代田給水管工事事務所	(3256) 6166	渋谷区	渋谷給水管工事事務所	(5413) 5206
中央区			中野区	中野給水管工事事務所	(3362) 1306
港区	港給水管工事事務所	(3452) 8531	杉並区	杉並給水管工事事務所	(5300) 8553
新宿区	新宿給水管工事事務所	(3358) 5092	豊島区	豊島給水管工事事務所	(3983) 3285
文京区	文京給水管工事事務所	(3816) 1428	北区	北給水管工事事務所	(3908) 7112
台東区			荒川区	荒川給水管工事事務所	(3802) 2805
墨田区	墨田給水管工事事務所	(3633) 6521	板橋区	板橋給水管工事事務所	(3962) 5185
江東区	江東給水管工事事務所	(3640) 4147	練馬区	練馬給水管工事事務所	(3999) 3547
品川区	品川給水管工事事務所	(3783) 6259	足立区	足立給水管工事事務所	(5681) 2385
目黒区	目黒給水管工事事務所	(3719) 1549	葛飾区	葛飾給水管工事事務所	(5671) 3199
大田区	大田給水管工事事務所	(3763) 4132	江戸川区	江戸川給水管工事事務所	(3653) 4191
世田谷区	世田谷給水管工事事務所	(5431) 3162			

多摩地区 水道局サービスステーション

八王子市 (多摩ニュータウン 地域を除く)	八王子サービスステーション	042(655)3875	日野市	日野サービスステーション	042(581)0146
立川市 国分寺市 国立市	立川サービスステーション	042(521)7698	福生市 あきる野市 日の出町	あきる野サービスステーション	042(532)0207
青梅市 瑞穂町 奥多摩町	青梅サービスステーション	0428(20)5312	町田市 (多摩ニュータウン地域 を除く)	町田サービスステーション	042(721)3495
府中市 小金井市	府中サービスステーション	042(340)5633	清瀬市 東久留米市 西東京市 小平市	東久留米サービスステーション	042(471)5199
調布市 狛江市 三鷹市	調布サービスステーション	042(443)2512	多摩市 稲城市 多摩ニュータウン (八王子市、町田市の 一部)	多摩サービスステーション	042(371)1294
東村山市 東大和市 武蔵村山市	東大和サービスステーション	042(569)8659			

(問合せ先)

東京都水道局給水部給水課 (指定事業者担当)

〒163 - 8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎23階南側

電話 (直通) 03 (5320) 6434